(19)日本国特許庁(JP)　(12)公開特許公報(A)　(11)特許出願公開番号
特開2009-244476
(P2009-244476A)
(43)公開日　平成21年10月22日(2009.10.22)

(51)Int.Cl.		F I		テーマコード（参考）
G09F 3/03	(2006.01)	G09F 3/03	E	3E062
B65D 25/20	(2006.01)	B65D 25/20	Q	

審査請求 未請求　請求項の数 2　ＯＬ　（全 7 頁）

(21)出願番号　特願2008-89404(P2008-89404)
(22)出願日　平成20年3月31日(2008.3.31)

(71)出願人　307010993
株式会社サトー知識財産研究所
東京都渋谷区恵比寿４丁目９番１０号
(71)出願人　000130581
株式会社サトー
東京都渋谷区恵比寿４丁目９番１０号
(72)発明者　水野　智英
東京都渋谷区恵比寿４丁目９番１０号　株式会社サトー内
(72)発明者　小野沢　洋一
東京都渋谷区恵比寿４丁目９番１０号　株式会社サトー内

Ｆターム(参考) 3E062 AA20 AB01 DA02 DA07

(54)【発明の名称】封緘シール

(57)【要約】
【課題】　生体検査を行なう医療、保険衛生分野において、採血、検尿等に使用される検体用容器等に付与するに好適な封緘シールであって、倫理上の問題に十分対処可能で、プライバシー保護に対応できる封緘シールを提供する。
【解決手段】　脆質層３の一側面に支持層２を剥離不可能に貼着し、脆質層３の他側面に粘着剤７を介して剥離紙４を剥離可能に貼着した封緘シールにおいて、剥離紙４には、封緘シール１の貼り付け時に記録面を読み取り不能に覆い隠し、かつ、封緘シール１を剥離したとき脆質層の一部が記録面１３に付着しないように、剥離紙４を貫通する切り込みを形成する。
【選択図】　図２

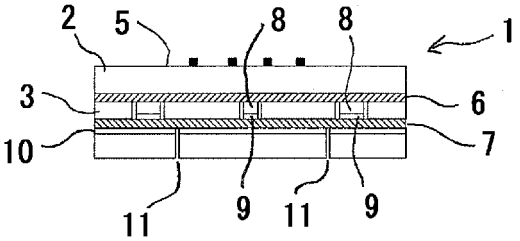

【特許請求の範囲】
【請求項１】
脆質層の一側面に支持層を剥離不可能に貼着し、前記脆質層の他側面に粘着剤を介して剥離紙を剥離可能に貼着した封緘シールにおいて、前記剥離紙には、封緘シールの貼り付け時に記録面を読み取り不能に覆い隠し、かつ、封緘シールを剥離したとき脆質層の一部が記録面に付着しないように、前記剥離紙を貫通する切り込みを形成したことを特徴とする封緘シール。
【請求項２】
脆質層の一側面に支持層を剥離不可能に貼着し、前記脆質層の他側面に粘着剤を介して剥離紙を剥離可能に貼着した封緘シールにおいて、前記剥離紙と粘着剤との間には、封緘シールの剥離時に、前記脆質層の一部が記録面に付着しないように、前記粘着剤の一部を覆う非粘着層を設けたことを特徴とする封緘シール。
【発明の詳細な説明】
【技術分野】
【０００１】
本発明は、容器に付けられるバーコード等の識別情報を隠蔽する封緘シールであって、特に一度剥がすと元に戻せないように層間剥離してプライバシー保護を図るのに適した封緘シールに関する。
【背景技術】
【０００２】
臨床検査などのための検査用試料は、医療技術者によって、医療機関において採取され、容器に収容されて、検査する場所に移動、移送又は輸送される。血液のような液体試料は、採血管と称する容器に収容され、検査機関へと運ばれるのが一般的である。
当該検査試料が容器内に採取されるあるいは採取されたときは、いつも試料の提供者が適切に識別されていることが非常に重要である。
【０００３】
次に、検査機関は、当該検査試料に関しその指示された検査を行ない、そして、検査結果を医療機関へと報告する。結果の報告を受け取った病院などの医療機関は、通常は、それぞれ個々の試料容器毎の、それを識別する情報と検査結果とを突き合わせて診断等に利用することとなる。
【０００４】
かくして、多数の、検査対象試料と検査対象個人間で、１対１の対応をとるためには、両者に夫々識別情報を有するラベルを付与することが有益である。
【０００５】
ところで、ヒト遺伝子解析や生体試料検査により得られる情報は、個人を対象とした特定的な情報を含むものであり、例えばその提供者やその血縁者などの遺伝的素因を明らかにし、その取扱次第によっては、様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性があるという側面を持っている。
【０００６】
そこで、最近、ヒトの尊厳及び人権に配慮する観点から、十分に個人のプライバシーを保護できる様な方策が強く求められるに至っている（「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成13年３月文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第１号）」及び平成13年４月２日付け医政発第390 号厚生労働省医政局長通知「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針の施行等について」参照）。
【０００７】
こうした観点から、検査用試料の採取時や病院などの医療機関内で個人のプライバシー保護に十分に配慮できる場所では、被検者と検査用試料との間でその試料の取り違いミスなどの誤りの発生を起こし難く且つその対応関係の保持が十分に確保できる一方で、外部検査機関への持ち出しの際には、検査用試料の匿名化を簡単且つ確実に図ることができるような方策が強く求められている。

【０００８】
【特許文献１】特開２００３－０９８９６７号公報
【発明の開示】
【発明が解決しようとする課題】
【０００９】
本発明は、こうした生体検査を行なう医療、保険衛生分野において、採血、検尿等に使用される検体用容器等に付与するに好適な封緘シールであって、倫理上の問題に十分対処可能で、プライバシー保護に対応できる封緘シールを提供することを目的とする。
【課題を解決するための手段】
【００１０】
上記課題を達成するために、本発明が採用する構成の特徴は、脆質層の一側面に支持層を剥離不可能に貼着し、前記脆質層の他側面に粘着剤を介して剥離紙を剥離可能に貼着した封緘シールにおいて、前記剥離紙には、封緘シールの貼り付け時に記録面を読み取り不能に覆い隠し、かつ、封緘シールを剥離したとき脆質層の一部が記録面に付着しないように、前記剥離紙を貫通する切り込みを形成したことにある。
【００１１】
また、脆質層の一側面に支持層を剥離不可能に貼着し、前記脆質層の他側面に粘着剤を介して剥離紙を剥離可能に貼着した封緘シールにおいて、前記剥離紙と粘着剤との間には、封緘シールの剥離時に、前記脆質層の一部が記録面に付着しないように、前記粘着剤の一部を覆う非粘着層を設けることもできる。
【００１２】
上記構成により、封緘シールを被貼り付け面から剥そうとすれば、必ず脆質層が破れたり欠損した形跡が被貼り付け面および封緘シールの双方に残るので、何らかの剥離行為のあった事実が判明し、強力な抑止力となる。
【００１３】
ここで、剥離紙に形成した切り込み、または非粘着層は、脆質層が破壊してその一部が記録面に付着しないように、粘着剤の一部を覆うことにより、封緘シールの貼付面には剥離した形跡を残すが、記録面には脆質層の破片が付着しないので、正規の検査機関等における検査時には記録面の記録を確実に読み取ることができる。
【発明の効果】
【００１４】
本発明によると、生体検査を行なう医療、保険衛生分野において、採血、検尿等に使用される検体用容器等に付与するのに好適で、倫理上の問題に十分対処可能で、プライバシー保護に対応できる封緘シールが提供できる。
【発明を実施するための最良の形態】
【００１５】
以下、図面に基づき本発明を具体的に説明する。図１ないし図８は本発明にかかる封緘シールの第一の実施の形態を表している。封緘シール１は、支持層２、脆質層３、及び剥離紙４を積層状に貼り合わせた構造をし、さらに支持層２の脆質層３と反対側の面には記録部５が設けられている。
【００１６】
支持層２は、脆質層３を支持するためのものであり、一方の面に塗布した粘着剤６によって脆質層３に剥離不可能に貼着されている。また、脆質層３の粘着剤６とは反対側の面には封緘シールを被貼り付け面に貼り付けるための粘着剤７が塗布されている。
【００１７】
封緘シールの前記粘着剤７が塗布されている面には剥離紙４が貼着され、粘着剤７により目的としない場所に貼り付いたり、粘着剤７に埃等が付着して粘着力が低下するのを防いでいる。剥離紙４は、例えばシリコン処理された紙で成形されており、粘着剤７の粘着力を低下させることなく支持層２から容易に剥すことができる。
【００１８】

脆質層３には、文字・図形・記号などの形状をなす型抜き部８が形成され、該型抜き部８の前記粘着剤７側に粘着力を弱めるワックス層９を介すことによって剥離可能に貼着されている。剥離紙４の表面には剥離効果を高めるポリエチレンやシリコーンのコート層１０が形成されている。また、剥離紙４には、剥離紙４を厚み方向に貫通する切り込み１１が形成されている。

【００１９】

次に、この封緘シール１の使用方法について説明する。図３における符号１２は検体が収納される採血管等の容器で、該容器１２には識別情報を付与するラベル１３が貼付されている。

【００２０】

まず、図４のように封緘シール１の剥離紙４を切り込み１１の外側から剥し、支持層２の粘着剤７が塗布されている面を被貼り付け面側にして、封緘シール１を容器１２上のラベル１３に跨がる状態で貼り付ける。このとき、中央側の剥離紙４は切り込み１１により粘着剤７上に残り、ラベル１３を覆うことにより、封緘シール１の剥離時に脆質層３に損傷を与えるのを防止できる（図５）。

【００２１】

次に、検査機関等で正規の手続きを経てラベル１３を読み取る際には、容器１２から封緘シール1を剥し取る（図６）。

脆質層３は金属箔や金属蒸着フィルムなどの薄く脆弱なものであるうえに、型抜き部８がワックス層９を介して粘着剤７と接しているから、剥離紙４を剥し取って対象物に貼り付けた状態から剥し取ると、脆質層３は型抜き部８で簡単に欠損し、欠損した脆質層３は支持層２と被貼付面の双方に、元に戻せない状態で付着する（図７、図８）。

【００２２】

したがって、封緘シール１を被貼り付け面から剥そうとすれば、必ず脆質層３が破れたり欠損した形跡が残るので、何らかの剥離行為のあった事実が判明し、協力な抑止力となる。

【００２３】

次に、図９は第二の実施の形態を示し、本実施の形態の特徴は、剥離紙４への切り込み１１を、ラベル１３を跨ぐように、支持層２の二辺の縁に沿って形勢したことにある。本実施の形態によっても上述したのとほぼ同様の作用効果を奏するものの、本形態によれば、隠蔽される記録部（ラベル１３）を覆うように封緘シール１を貼り付けるのが容易となる。

【００２４】

図１０は第三の実施の形態を示し、本実施の形態の特徴は、剥離紙４への切り込み１１を囲むように、支持層２のラベル１３を跨ぐ部分に、透明な窓部１４を形成したことにある。本実施の形態によっても上述した第二の実施の形態とほぼ同様の作用効果を奏する。

【００２５】

図１２は、剥離紙４に切り込み１１を形成するのに替えて、剥離紙４と粘着剤７との間に封緘シールの剥離時に、脆質層３の一部が記録面１３に付着しないように、粘着剤７の一部を覆う非粘着層としてのフィルム１５を介挿したものである。当該フィルム１５は粘着性のない定型性のあるものならプラスチックフィルムでもよいし、乾燥や硬化したニス（ワニス）等の塗布膜でもよい。本実施の形態においても、非粘着層の形状は上述した他の実施形態のように変形が可能である。

【００２６】

本発明の封緘シールは、上記実施の形態に示すような長方形の形状に限定されるものではなく、その他の形状であってもよい。

【００２７】

また、剥離紙４を剥し取るときに脆質層３に触れずに剥離紙４をつかむことができるように、剥離紙４を脆質層３の外周縁に対して一部分だけ張り出して形成してもよいし、支持層２の外周縁の少なくとも一部を剥離紙４よりも張り出して形成してもよい。

【図面の簡単な説明】
【００２８】
【図１】本発明の第一の実施の形態を示す封緘シールの正面図である。
【図２】図１中の矢示II-II方向の断面図である。
【図３】封緘シールを検体の容器に貼付する手順を説明するための図である。
【図４】封緘シールを検体の容器に貼付する手順を説明するための図である。
【図５】封緘シールを検体の容器に貼付する手順を説明するための図である。
【図６】封緘シールを検体の容器から剥離した状態を示す説明図である。
【図７】剥離後の封緘シールを示す正面図である。
【図８】剥離後の記録面（ラベル１３）を示す説明図である。
【図９】第二の実施の形態を示す図１と同様の正面図である。
【図１０】第三の実施の形態を示す図１と同様の正面図である。
【図１１】図１０中の矢示XI-XI方向の断面図である。
【図１２】第四の実施の形態を示す封緘シールの断面図である。
【符号の説明】
【００２９】
１　封緘シール
２　支持層
３　脆質層
４　剥離紙
７　粘着剤
８　型抜き部
９　ワックス層
１１　切り込み
１２　容器
１５　フィルム（非粘着層）

【図１】

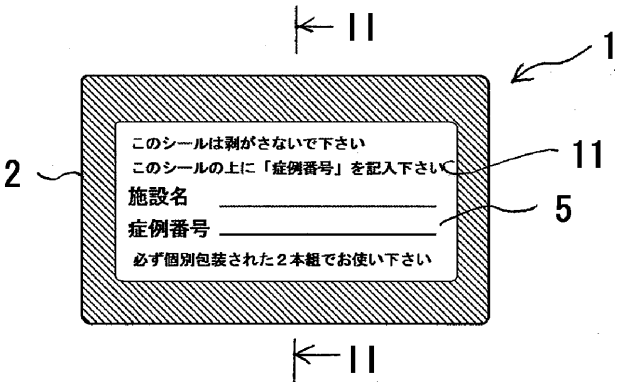

【図２】

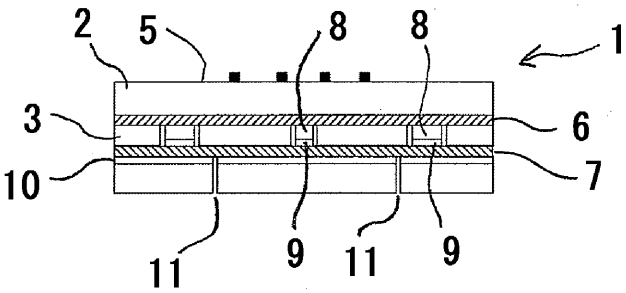

【図３】

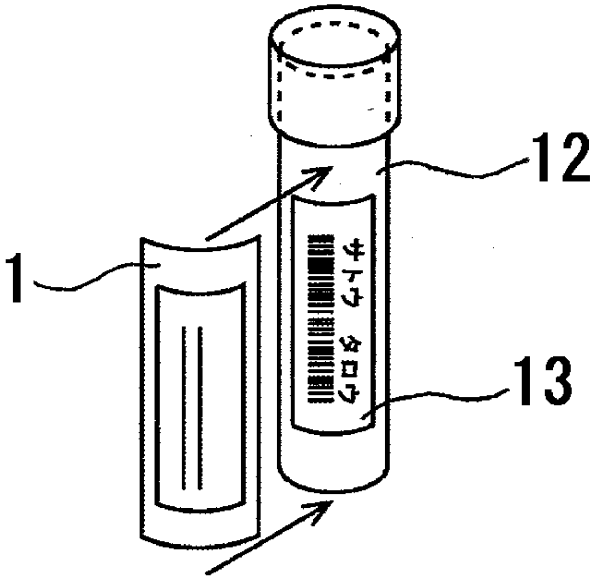

【図４】

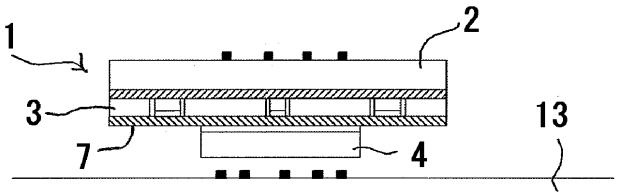

【図５】

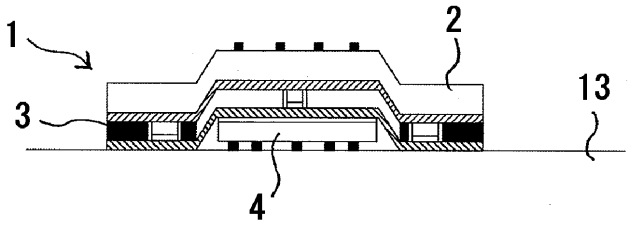

【図６】

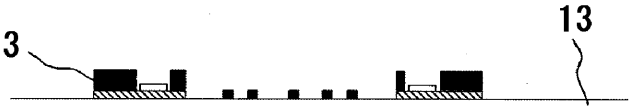

【図７】

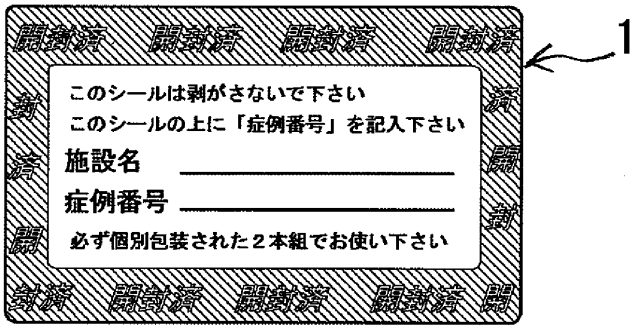

【図８】

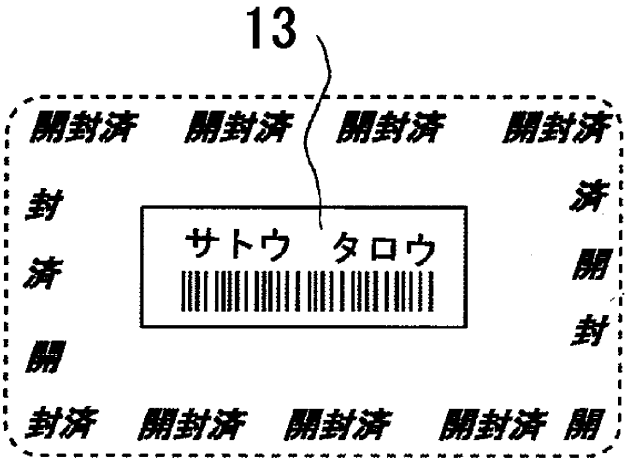

【図９】

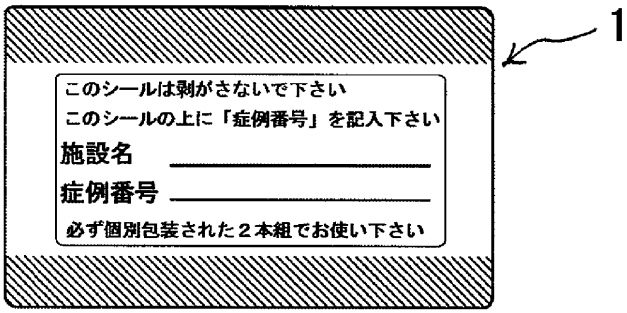

【図１０】

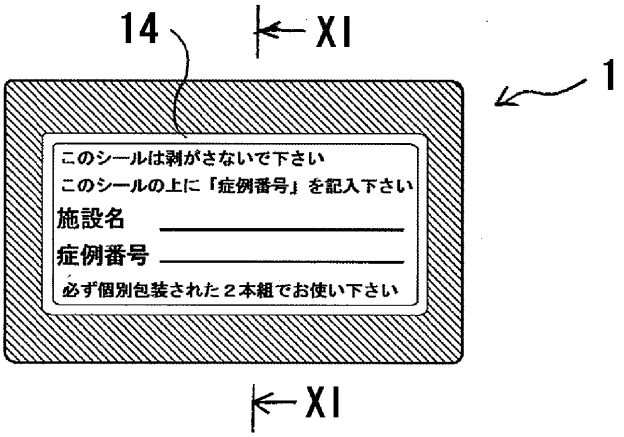
14
XI
1
このシールは剥がさないで下さい
このシールの上に「症例番号」を記入下さい
施設名
症例番号
必ず個別包装された２本組でお使い下さい
XI

【図１２】

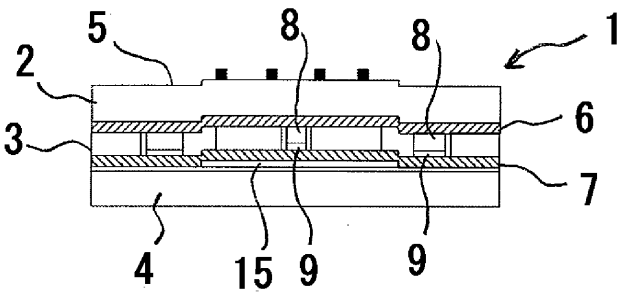
5
8
8
1
2
6
3
7
4
15
9
9

【図１１】

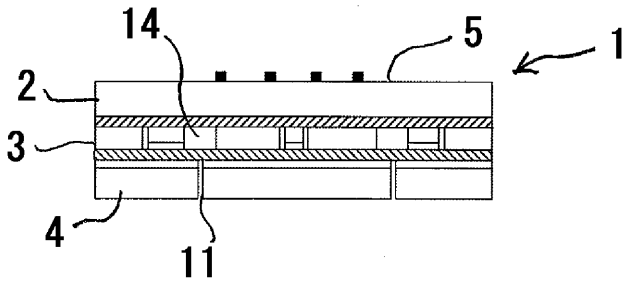
14
5
1
2
3
4
11